

「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」について

◎「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の数についての必要性和監査の質の確保の必要性を両立させるため、別紙のように「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」を位置付ける。

(参考)

- ・米英では、試験に合格し、非監査分野での実務経験を経た段階で、公認会計士となり、企業内実務や非監査サービスにおいて活躍。実務経験の例として、公認会計士の指導のもとでの企業内実務、認定された企業における企業内実務がある。
- ・国際教育基準においても、1～7号において会計のプロフェッショナルについて規定した上で、8号において監査のプロフェッショナルについて規定している。

(注)

- ・「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」もプロフェッショナルとして職業倫理観を持って活動することが求められる。例えば、インサイダー規制に違反した場合や、故意に虚偽の財務会計処理を行った場合など、企業内業務において資格の社会的信用を著しく傷付けた場合には、懲戒処分により厳格に対処することが考えられる。また、公認会計士協会への加入を義務付け、自主規制による品質管理の対象とすることも必要。

論点 1

「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」となるための要件を、①二段階目の試験の合格（注）、②一定の実務経験（監査業界、非監査業界のいずれでも例えば3年間）の終了としてはどうか。

（注）当面の合格者として、例えば、現状の論文式合格者 2000 人程度を想定

論点 2

「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の呼称を「公認会計士」とするか、それとも他の新たな呼称とするか。

公認会計士の呼称を用いた場合、以下について、どう考えるか。

- ・公認会計士の中に監査証明の資格を有する者と有しない者の両方が含まれることは、紛らわしく社会的混乱を引き起こすとの懸念
- ・監査証明の資格を有しない者に「公認会計士」という同じ名称を名乗らせることが適切か。

各資格の業務内容等（たたき台）

資格	業務内容	業務独占・名称独占	義務	懲戒処分等
フルスペック の公認会計士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明業務（1項業務） ・ 会計業務（2項業務） ・ 監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明業務の独占 ・ 名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 守秘義務 ・ C P E（<u>質的強化、義務不履行による登録の自動停止制</u>） ・ 協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・ 一般の懲戒処分
フルスペック でない会計の プロフェッショナル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計業務（2項業務） ・ 監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 守秘義務 ・ C P E（<u>義務不履行による登録の自動停止制</u>） ・ 協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の懲戒処分
公認会計士 （現行法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明業務（1項業務） ・ 会計業務（2項業務） ・ 監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明業務の独占 ・ 名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 守秘義務 ・ C P E（注2） ・ 協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・ 一般の懲戒処分
会計士補 （旧法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計業務（2項業務） ・ 監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 守秘義務 ・ 協会への加入は任意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の懲戒処分

（注1） 下線部は現行制度からの変更点

（注2） C P Eの義務は、会計士補が廃止された15年改正により新たに導入

公認会計士の業務内容等

業務内容	業務独占又は名称独占	義務	監督・処分
<p>○1項業務（監査証明業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て監査証明業務を営んではならない（法47の2） ・公認会計士でない者は、公認会計士の名称を使用してはならない（法48） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の信用を傷つけるような行為をしてはならない（法26） ・業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない（法27） ・資質の向上を図るための研修を受けるものとする（法28） 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意又は相当の注意を怠り、虚偽又は不当の証明をした場合には、懲戒処分（戒告、業務停止、登録抹消）と課徴金の対象（法30、31の2） ・公認会計士法若しくは命令に違反した場合、懲戒処分（戒告、業務停止、登録抹消）の対象（法31）
<p>○2項業務（会計業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士でない者は、公認会計士の名称を使用してはならない（法48） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適正に遂行するよう使用人その他の従業者を監督しなければならない（法28の3）（1項業務又は2項業務の場合） ・公認会計士は、当然、協会の会員となる（法46の2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士法若しくは命令に違反した場合、懲戒処分（戒告、業務停止、登録抹消）の対象（法31）
<p>○3項業務（監査業務の補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の公認会計士又は監査法人の補助者として一項業務に従事することを妨げない <p>○会計士補（旧法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計士補は、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補の名称を用いて、1項業務について、公認会計士又は監査法人を補助する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	<p>○会計士補（旧法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない（旧法26） ・業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない（旧法27） ・会計士補は、協会の会員となることができる（旧法46の2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

諸外国の公認会計士資格取得等に求められる実務経験の内容と名称の使用について

	アメリカ	イギリス (I C A E W の場合)	イギリス (A C C A の場合)	ドイツ	フランス
名称	・ 公認会計士 C P A (Certified Public Accountant)	・ 勅許会計士 A. C. A. (Associate of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales)	・ 勅許公認会計士 A C C A (Chartered Certified Accountant)	・ 経済監査士 (Wirtschaftsprüfer)	・ 公認会計士 (expert-comptable)
現状 (注)	・ 342,490 人 ・ 監査・会計業界：44% ・ 経済界：39% ・ 退職者：7% ・ その他：10%	・ 112,738 人 ・ 監査・会計業界：31% ・ 経済界：44% ・ 退職者：14% ・ その他：11%	・ 67,593 人 ・ 監査・会計業界：29% ・ 経済界：51% ・ 公共分野：12% ・ その他：8%	・ 13,619 人 ・ 監査・会計業界：100%	・ 14,373 人 ・ 監査・会計業界：100%
(名称)	・ 公認会計士 C P A	・ 勅許会計士 A. C. A.	・ 勅許公認会計士 A C C A	・ 経済監査士 (Wirtschaftsprüfer)	・ 公認会計士 (expert-comptable)
資格 取得 要件	(期間) ・ 資格取得までに 1 年以上 ※資格取得要件と開業要件が分かれている一部の州では資格取得までに実務経験の要件はない (内容) ・ 監査業界以外の会計に関する経験でも可 (公認会計士による証明が必要)	(期間) ・ 資格取得までに 3 年 (内容) ・ 監査業界以外の会計に関する経験でも可 (協会が認定した監査事務所・企業等において行うことが必要)	(期間) ・ 資格取得までに 3 年 (内容) ・ 監査業界以外の会計に関する経験でも可	(期間) ・ 試験受験までに 3 年 (内容) ・ 監査補助業務 (1 年は、法定監査対象企業の内部監査人又は税理士の業務でも可)	(期間) ・ 最終試験 (三段階目の試験) 受験までに 3 年 (内容) ・ 会計・監査業界での会計又は監査に関する経験 (公認会計士又は会計監査役のもとでの経験) が必要

(名称)	・公認会計士 C P A	・勅許会計士 A. C. A.	・勅許公認会計士 A C C A	・経済監査士 (Wirtschaftsprüfer)	・公認会計士 (expert-comptable)
開業要件	・資格取得要件との区別はない ※資格取得要件と開業要件が分かれている一部の州では開業までに1年以上	(期間) ・資格取得後、更に2年 (内容) ・資格取得要件と同じ	(期間) ・3年(うち2年は、資格取得後) (内容) ・資格取得要件と同じ (協会が認定した監査事務所・企業等において行い、会員資格保有者の証明が必要)	・資格取得要件との区別はない	・資格取得要件との区別はない
(名称)	・公認会計士 C P A	・勅許会計士 A. C. A.	・勅許公認会計士 A C C A	・経済監査士 (Wirtschaftsprüfer)	・会計監査役 (Commissaire aux comptes)
監査要件	・監査要件の制度はない。ただし、監査証明を行うには、資格取得(及び開業)をした上で、適切な監査補助経験が必要 (一部の州を除き期間の定めはない)	(期間・内容) ・2年間の監査補助経験が必要	(期間・内容) ・2年間の監査補助経験が必要	・資格取得要件との区別はない	(期間・内容) ・2年間の監査補助経験が必要 (又は財務、会計、法律に関する15年以上の経験)

(注) アメリカは、2009年8月現在のA I C P A会員の数値。イギリスの人数はイギリス・アイルランドベース、就業分野は全世界ベースの2008年12月現在の数値。ドイツ及びフランスは2010年1月現在の数値。